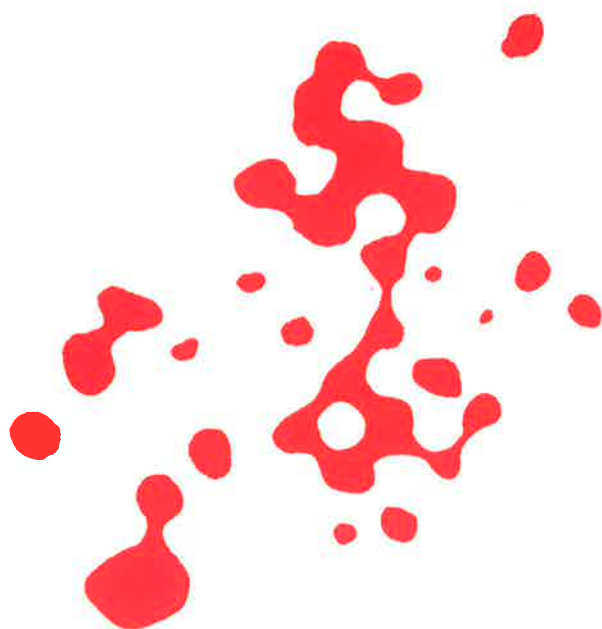


デザインと著作権

デザイン保護研究会報告書

平成7年10月



0 目次

1 発行主旨	3
2 デザイン保護研究会報告	
1 活動概要	5
2 「デザイン保護懇談会」抄録	22
(1) 第1回デザイン保護懇談会	23
(2) 第2回デザイン保護懇談会	32
3 事例研究会抄録	41
4 まとめ	60
3 デザイン保護に関する実態調査アンケート	73
(1) 現行法制度について	74
(2) デザイン侵害事例について	76
(3) デザイン保護の実態について	80
(4) 意匠法／商標法について	82
(5) 著作権法について	87
(6) 不正競争防止法について	90
4 デザイン分野別制作物保護実態表	93
5 デザイン創作物の著作権法による保護に関する共同見解	113
6 資料	資-1
(1) 日本の知的所有権関係諸法(抜粋)	資-2
(2) ベルヌ条約(抜粋)	資-16
(3) 諸外国デザイン保護制度比較	資-17
(4) デザイン保護に関する実態調査アンケート全データ	資-21

1 発行主旨

日本デザイン団体協議会は、1966年に発足した任意団体で、現在、通商産業省所管のデザイン関連8団体によって構成され、8団体合わせて約6000名の会員を擁しています。1993年6月、日本デザイン団体協議会はデザインの法的保護に関する研究会を設置し、各団体の創作保全関係委員会の担当理事、委員が中心となって知的所有権問題の研究に取りかかりました。

一方、ほぼ時を同じくして、電子複写機の普及やマルチメディア時代の到来に対処すべく著作権法改正の動きが始まりました。その一環として、文化庁の著作権審議会第1小委員会が、美術・写真関係団体等から現行著作権法への意見や要望を聴取するという話が入ってきたので、かねてデザイン創作物が「著作物」として公認されていないことの弊害を実感してきたわれわれは、美術・写真関係団体とは別に、日本デザイン団体協議会としての要望書提出を申し入れ、認められました。

ところが、提出時期が目前に迫っていたため、十分な研究・検討のできぬまま、10月7日に後掲のような要望書を提出し、ヒアリングを受けたのです。しかしこの要望書は応急的なものであったため、再度、要望書を提出するために本格的に研究を始めました。そして、専門家との懇談会や事例研究会、実態調査などを積み重ね、日本デザイン団体協議会としての1つの見解に到達しました。

本研究は、デザイン創作者自身による自主的なものであり、あるいは研究の足りない面が残っているかもしれません。しかし、デザイン創作物の中には、著作権法によらなければ保護され得ないものが多く含まれているという実態が明らかになりましたので、よりよいデザイン保護の実現のために、この活動記録を広く提示すべきだと考えたのです。

本報告書が、デザインと生活文化の向上のために、わずかなりと益することを願っています。

1995年10月

日本デザイン団体協議会

(社)日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)

(社)日本パッケージデザイン協会(JPDA)

(社)日本サインデザイン協会(SDA)

(社)日本ディスプレイデザイン協会(DDA)

(社)日本インテリアデザイナー協会(JID)

(社)日本クラフトデザイン協会(JCDA)

(社)日本ジュウリーデザイナー協会(JJDA)

(社)日本インダストリアルデザイナー協会(JIDA)